

船舶事故調査報告書

平成29年2月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	のり養殖施設損傷
発生日時	平成28年2月21日 19時19分ごろ
発生場所	山口県宇部市宇部港西航路 宇部港西防波堤灯台から真方位278° 1,620m付近 (概位 北緯33° 56.4′ 東経131° 12.8′)
事故の概要	押船ツーナス3は、はしけツーナス2を押し南西進中、のり養殖施設に進入した。
事故調査の経過	平成28年4月19日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 ツーナス3、140トン 140002、岡本海運株式会社 B はしけ ツーナス2、約1,669.20トン なし、岡本海運株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	A なし B なし のり養殖施設 のり網に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期（潮高 約300cm）
事故の経過	A船は、船長Aほか5人が乗り組み、A船の船首部をB船の船尾凹部に嵌合して押船列（以下「A船押船列」という。）を構成し、興産大橋の橋脚P6と橋脚P5の間の西航路（以下「西航路」という。）を、約7ノットの対地速力で手動操舵により南西進していた。 A船押船列の喫水は、船首約3.1m、船尾約3.6mであった。 船長Aは、操舵機の最大舵角を70°に設定し、西航路の屈曲部となる興産大橋付近から約200m手前で左舵20°としたが、宇部港西第3号灯浮標（以下「西第3号灯浮標」という。）に接近するおそれがあると思い、減速して左舵40°とした。 A船押船列は、左転中、船長Aが、左舷船首方に接近した西第3号灯浮標との衝突を回避する目的で、増速して右舵40°とし、右転して航路外に進出したところ、のり養殖施設に進入した。
分析	A船押船列は、西航路の屈曲部を航行中、船長Aが、左転する時機が遅れたことから、西第3号灯浮標に接近し、同浮標との衝突を回避しようと右転して航路外ののり養殖施設に進入して同施設に破損を生じたものと考えられる。

原因	本事故は、夜間、A 船押船列が、西航路の屈曲部を航行中、船長Aが、左転する時機が遅れたことから、西第3号灯浮標に接近し、同浮標との衝突を回避しようと右転して航路外ののり養殖施設に進入したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・船舶の性能を考慮した操船を行うこと。